

109. ギリシア

他人の法的な地位の侵害は、ギリシアの不当利得法でも請求権の対象となる。⁴²⁵ 何よりもまずこの請求権が使われるのは、他人に属する権利や財産の無権限取引の補償（それが有償であれ無償であれ。無償の場合については民法913条を参照）⁴²⁶と、他人の財産の無権限使用や他人の人格権の〔無断の〕商業利用の補償である。判例・学説は、権利者が自らはその権利を利用するつもりがなく、結果的に侵害が不法行為法の意味での損害を被らせなかったにもかかわらず、権利者が侵害者に対して補償請求権を主張することを認めている。⁴²⁷ そのような場合には、不法行為法上の請求権の要件である「現実の」損害と対照的な位置にあるたんなる「抽象的」または「仮定的」損害が参照される。⁴²⁸ 通説によれば、利得受領者が善意であれば、利得返還請求権は、出費の節約を補償することに向けられる。他のすべての場合には、それは享受された使用を補償することに向けられる。次のような説明がわかりやすい。AがBのマンションの一室を悪意で使用したときは、たとえAが通常の状態の下であればそのような高額なマンション〔の家賃〕⁴²⁹をまかなえなかったであろうとしても、相場賃料額を払う責任を負う。

110. ハンガリー、ブルガリア、スロヴェニア

ハンガリー法では原則として、権限のある者に対して有効である無権限者の取引は（民法118条・119条。⁴³⁰ 動産、金銭および持参人払式証券の善意取得）、債務法の下で補償請求権を発生させる。他人に属する株式の無権限処分⁴³¹の事例について、最高裁は、これが利得返還請求権⁴³²であると明確に性格付けた。動産が盗まれて商取引の過程で善意取得⁴³³されれば、所有者は、それを処分した者から不法行為による損害賠償を求める権利がある。これとは対照的に、物権的請求権や不法行為に基づく〔損害賠償〕請求権は、その財産を善意で取得した者に対しては主張できない。118条2項は、財産を処分した者がそれを横領したときには、原所有者は最初の取得から1年以内にその財産を買い戻すことができる旨を規定している。原所有者は、その財産を処分した者に対する不法行為上の請求権を主張できるにすぎない。これとは対照的に、これ以外の法的地位に対するその他の形式の侵害は、侵害者が他人の損失によって不当な財産上の利益を得ていれば、不当利得法に従う。このようにハンガリーにおいてもそのような場合には、その請求権は権利者が現実の金銭的損害を被ったか否かによって左右されないことになろう。他人に属する土地の法律上

425 Georgiades and Stathopoulos (-*Stathopoulos*), Pref, to arts.904-913, nos.13 and 17; art.904, no.102.

426 *Stathopoulos* loc. cit. art.908, no.13.

427 *Stathopoulos* loc. cit. art.904, no.102.

428 *Stathopoulos* loc. cit. art.904, no.20; *Stathopoulos*, *Axiosis adikaiologitou ploutismou*,196; CA Athens 2073/1987, NoB 35 (1987) 1067.

429 *Deliyannis and Kornilakis*, *Eidiko Enochiko Dikaio* III, 68.

430 これについてはとりわけBH 2005/115を参照。

431 *Lenkovics*, *Dologi jog*⁶, 132.134.

432 BH 2003/66.

433 *Lenkovics* loc. cit. 133; *Petrik* (-*Sarkozy*), *Polgari jog* 12, 268-269.

の原因のない使用や他人の人格権の利用は、その典型的な例である。この場合には、不当利得法は取得された利益を吐き出させるのに役立つ。⁴³⁴ブルガリア債務法59条2項によれば、一般的な不当利得返還請求権は（同様に）不法行為法上の請求権に対して補足的である。それゆえ、不当利得法が適用できるのは、損失を受けた者が不法行為法上、利得者に対して損害賠償請求権を持たない場合に限られる。⁴³⁵しかしながら、不法行為法上の請求権が第三者に対して主張できるからといって、利得者に対する利得返還請求権を主張できなくなるわけではない。⁴³⁶スロヴェニア法では、侵害利得は、一般的な不当利得返還請求権（債務法190条）の領域内にある。学説は、こうした事例を物権的返還請求権 *verzija* という表題の下に含ませる。⁴³⁷

111. オランダ

オランダ法では、利益の吐出請求ができるのは、契約法もしくは不法行為法の民法6編104条によるのであって、不当利得法（6編104条）によるのではない、ということに注目することが重要である。⁴³⁸被害者の申立てに基づいて、裁判所は、生じた損害額を、加害者が取得した利益の全部または一部を参照して算定することができる。だから、不法行為上の請求権は、普通、不当利得法上の請求権よりも被害者にとって魅力が多いのである。それゆえ、他人の権利の侵害の場合に不当利得返還請求権に訴える必要があるのは、不法行為の事実的な要件が充たされないとき、とりわけ、被告に過失があることの立証がうまくいかない場合に限られる。

112. バルト3国

エストニア債務法1037条～1040条は、他人法的地位の侵害の場合の利得の諸問題の解決を規律する包括的な規定を含んでいる。基本原則は1037条1項に規定されているが、同条は、「他人の所有権その他の権利または権原のある占有を、権利者の同意なく、処分、使用、消費、付合、混和、加工により、あるいはその他の方法で侵害した者は、その侵害により得たものの通常の価値をその権利者に補償しなければならない」と規定する。

159 ルトアニア民法6編237条1項は、「故意又は過失その他の態様により法律上の原因なく、本来取得することができず取得するべきでなかったものを取得した者は、損失を受けた者に受けた利得を返還する義務を負う」と規定しており、この定式は、他人の権利の侵害がここに含まれることを示している。6編242条1項は、「何らの法律上の原因なく他人の損失によって利得した悪意者は、その他人に〔不当な〕利得額で損失を補償しなければならない。」とすることで237条1項を拡大している。さらに、1編116条3項〔訳注：136条は

434 *Vékás*, FS Boytha, 331, 351-355.

435 *Goleva*, *Obligacionno pravo*⁴, 236.

436 *Goleminov*, *Neosnovatelnobogatjavane*, 87; Supreme Court 10 January 1968, decision no.114 in civil matters no. 2019/67.

437 *Juhart and Plavšak (-Polajnar Pavčnik)*, *Obligacijski zakonik* II, 45.

438 *Hondius (-Scheltema)*, *Verbintenissenrecht* II, Titel 6.4, art.212, no.7.

誤記]の末文は、他人の営業上の秘密を違法に商用利用する場合に、利得の吐出しに関する特別規定を定めている。曰く、「商業上（産業上の）秘密の違法な使用から得た収入は、不当利得と看做される」。